



# 公益法人制度改革とは？

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設する<sup>(\*)1</sup>とともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました<sup>(\*)2</sup>。

\*1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（略称：一般社団・財団法人法）

\*2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：公益法人認定法）

注：現行の公益法人の新制度への移行に関すること等は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）」に定められています。

## 目 次

●公益法人制度改革とは？	1
●公益法人制度改革の概要	2
●一般社団法人・一般財団法人とは？	3
●公益社団法人・公益財団法人とは？	4
●現行の公益法人の移行の仕組み	5
●公益社団法人・公益財団法人への移行の手続	7
●一般社団法人・一般財団法人への移行の手續	8
●公益目的支出計画の実施と行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）による監督	9
●現行公益法人の移行に関するQ & A	10
●参照条文	17

